

5 答 申 第 1 号  
令和6年2月26日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 神 原 和 宏

## 答 申 書

令和6年1月15日付け5法制第456号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

死者に関する情報の開示を求められた場合における請求及び開示の方法を定める、死者情報の開示に関する要綱（案）の制定について

【総務部法制室】

#### 2 審議会の意見

死者に関する情報の開示を求められた場合における請求及び開示の方法を定める、死者情報の開示に関する要綱（案）の制定に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 開示請求権の範囲について、「財産を相続した者」とあるが、その表現が適切かどうか再検討すること。
- (2) 遺言、契約等により死者の財産を取得した者からの開示請求について、不開示情報を除く全ての死者情報を開示できることが妥当かどうか再検討すること。